

武田薬品研究所汚染排水に対する

公害防止の観点を欠いた横浜地裁「棄却」判決

10月6日、横浜地裁で、武田薬品研究所汚染排水の公共下水道への排出差し止め裁判の判決が出された。判決は棄却となり、市民の公害防止のための市民協定を無視し、武田薬品研究所汚染排水の垂れ流しを容認する不当判決であるといわなければならない。

、市民と結んだ公害防止協定よりも都市計画法、下水道法を優先する不当判決

昭和53年、藤沢市は住民との間で、「大清水浄化センター（公共下水道処理場）へは、公害の発生を防止するため、本処理場には工場排水は受け入れない」ことを協定し、武田薬品を含む市内50社との間で「工場から排出する排水の内、厨房、便所及びその他生活系の排水以外の洗浄用、冷却用及びボイラー用等の生産工程に使用された排水（工程排水）等については本処理場へは受け入れない」との協定を締結した。

しかるに今回、藤沢市は武田薬品が工場を廃止し、研究所を作ったのだから、協定は効力を失ったとの理由で武田薬品研究所排水を受け入れるとの決定を行った。判決もこの市の主張を支持し、「事業主である地方公共団体は、これらの者に公共下水道を使用させる義務を負うのはもとより、公共下水道の利用を励行すべき立場にあるといえる。」と述べ、工場排水を受け入れないとする市民と結んだ公害防止協定よりも都市計画法や下水道法を優先させ、武田薬品の汚染排水の受け入れを支持した。本来、上乘せ協定は、当該法律よりも上位に有るべきものであるにも係わらず、このような判決は、同じ協定を結んだ武田薬品以外の49社との協定破棄に道を開くものであり、市民の闘いで勝ち取った上乘せ公害協定を骨抜きにする不当判決であると言わなければならない。

、武田薬品研究所排水を公害汚染排水と認めない横浜地裁判決

藤沢市と武田薬品は、研究所から排出される排水は、「研究所排水は工場排水ではないから協定違反にはならない」「研究所排水は生活排水と同じだから協定違反にはならない」と強弁している。市民は裁判で、研究所排水の方が工場排水より数倍も危険な公害汚染排水で有り、一般生活排水と同じどころかより危険な特別管理廃棄物で有ると主張してきた。しかるに判決は、武田研究所の排水が、バイオ・遺伝子組み換え排水、創薬開発のための30数種類の化学薬品排水、RI排水、薬品・病原菌を投与された実験動物排泄物など複合汚染された公害を引き起こす危険な排水で有ることを認めず、一般的な公共下水道排除基準をクリアすれば受け入れられるとしている市の主張を擁護している。排水の水質検査にしても、水量、温度、pH程度で適切な水質検査が実施されていると認定している。武田薬品研究所排水を公害汚染排水と認めない横浜地裁判決は、肝心な危険性を見落としているところに問題がある。

、危険な研究所排水の公害防止は、排出前の出口自社処理、循環再利用がもっとも効果的

判決は、大量の水で薄めれば公共下水道に流せるという判断を支持しているが、薄めれば薄める程、公共下水道で危険物をキャッチすることは困難になり、結局、江の島の河口に沈殿・堆積するということになる。住民は、裁判で、研究所内に自社廃水処理装置を設け、バイオ危険物を門前で回収することが公害防止にとって最も効果的であると訴えたが、横浜地裁判決が公害防止の観点を欠落させ、不当判決に至ったところに問題がある。

、今後の闘い

横浜地裁の不当判決に対し、今後は、控訴も含め武田薬品研究所汚染排水に対する公害防止の闘いを発展させてゆかなければならない、と考えている。